

**障害者雇用・就労推進
連携プログラム2015**

視点1 地域で生涯にわたって安心して働ける

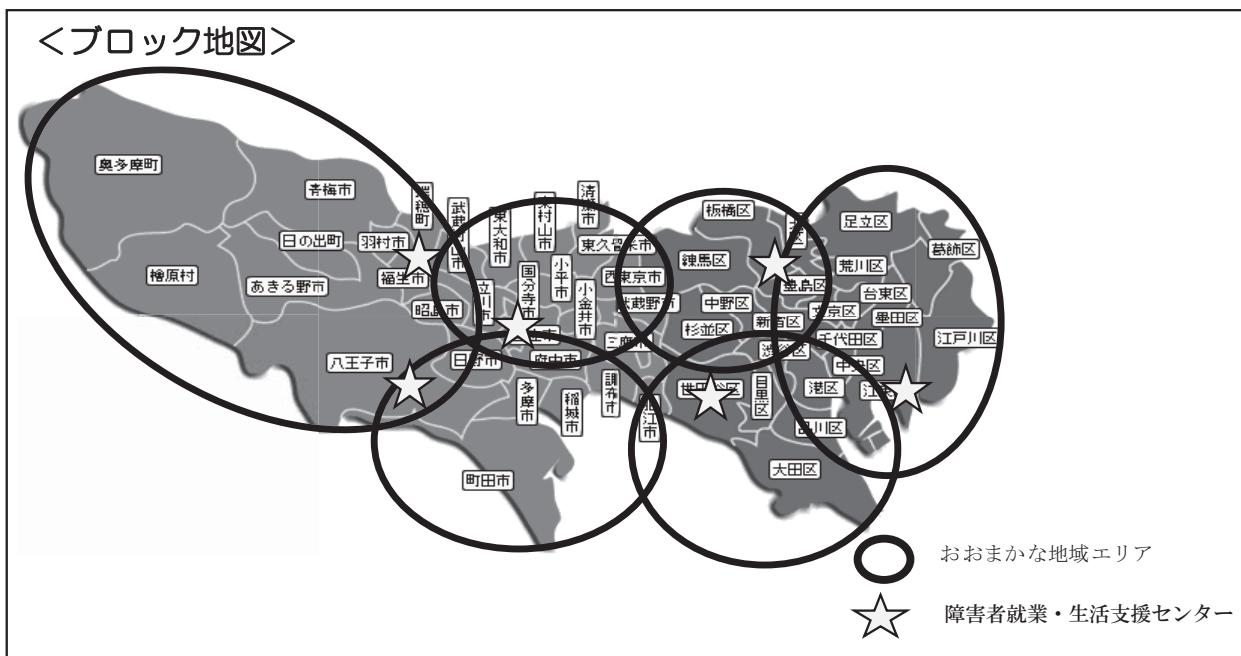
行動 1

地域の就労支援ネットワークを構築します。

都内全域を6ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）に分け、就労支援機関のネットワークを構築、強化します。

障害者就業・生活支援センター（※1）は、各ブロック毎に1か所設置し、すべての区市町村で区市町村障害者就労支援センター（※2）を実施します。

障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援していきます。



※1 障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」と言います。）に基づき、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っていきます。

※2 区市町村障害者就労支援センター

障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。

(東京労働局、八口ワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都、東京都教育委員会)

行動1を具体化する事業

事業名・事業内容	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度取組と事業目標	担当
1-1 区市町村障害者就労支援事業の充実 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 1所常勤1人当たり 6,774千円非常勤1人当たり 1,929千円 (都1/2 区市町村1/2 補助)	新たに1区で実施 49区市町で整備(23区・25市・1町)	49区市町で整備(23区・25市・1町)	50区市町で整備(23区・25市・2町)	身近な地域における就労支援の相談・支援体制の整備のため、引き続き実施を推進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター
1-2 障害者就業・生活支援センター事業 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っていく。	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認	【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター
1-3 職業リハビリテーションに関するフォーラムの実施 福祉、医療・保健等の機関や企業等の担当者が一堂に会し、職業リハビリテーションに関する情報提供や意見交換を行うフォーラムを開催する。 【規模】 50名 1回 250名 1回	【職場復帰関連】 250名規模:1回 テーマ「うつ病休職者の職場復帰を考える～新型うつ病？で休職を繰り返す人への対応を考えよう～」 (東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催)	【職場復帰関連】 250名規模:1回 テーマ「うつ病休職者の職場復帰支援を考える～職場のメンタルヘルス対策参考～」 (中部総合精神保健福祉センターと合同開催) 【発達障害関連】 50名規模:1回 テーマ「失敗から学ぼう～発達障害者の就労支援について考える～」	【職場復帰関連】 250名規模:1回 テーマ「うつ病休職者の職場復帰支援を考える～頻回に休職を繰り返した事例から学ぶ～」 (中部総合精神保健福祉センターと合同開催) 【発達障害関連】 50名規模:1回 テーマ「発達障害者の雇用管理～戦力化するために～」	【職場復帰関連】 250名規模:1回 (中部総合精神保健福祉センターと合同開催) うつ病休職者の職場復帰支援に係るテーマを設定。詳細については調整中。 【発達障害関連】 50名規模:1回 発達障害者の雇用管理に係るテーマを設定。詳細については調整中。	【事業所管】 東京障害者職業センター
● 就労支援ネットワーク強化・充実事業	8団体で実施 (1団体あたり平均200人参加) ・各種研修会(就労支援技法、コミュニケーション等) ・講義、学習会等(発達障害、障害者福祉・就労関係法制度等) ・支援機関との交流会、連絡会議				【事業所管】 東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター他

行動 2

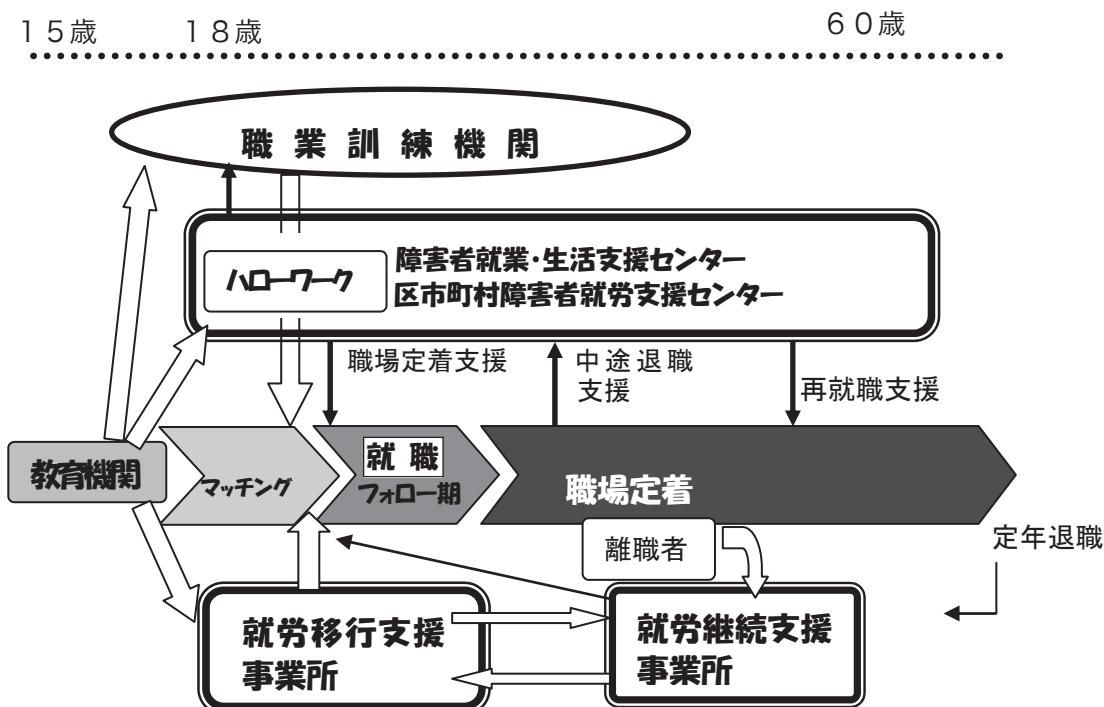
障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関は、障害者の就職への支援はもとより、就職後も定期的な職場訪問などにより職場定着支援や働く障害者に対する生活支援をしています。中途障害者や中途退職した障害者の再就職についても同様の支援をしています。

また、今後、「福祉から企業へ」だけでなく、障害者が定年等で企業を退職した後の福祉施設への移行など、「企業から福祉へ」も円滑に移行できるように支援をしていきます。

このようにして、障害者本人や家族が安心して企業就労にチャレンジし、企業も安心して雇用に踏み切ることができるよう、地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していきます。

<ライフステージを通じた支援>



(東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、福祉施設、東京都)

行動2を具体化する事業

事業名・事業内容	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度取組と事業目標	担当
2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実（再掲） 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 1 所常勤 1人当たり 6,774 千円非常勤 1人当たり 1,929 千円 (都1/2 区市町村 1/2 補助)	新たに1区で実施 49区市町で整備（23区・25市・1町）	49区市町で整備（23区・25市・1町）	50区市町で整備（23区・25市・2町）	身近な地域における就労支援の相談・支援体制の整備のため、引き続き実施を推進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター
2-2 障害者就業・生活支援センター事業（再掲） 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っていく。	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認	【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター
● 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 1 就労移行支援事業者による社会適応等に関する講座企画・開催 2 フォロー事業として一般就労した者を対象に勉強会・自主交流会の企画 3 雇用検討企業の職務分析の実施 【補助単価】 5回以上開催につき1回当たり20千円を助成	6事業所で実施 1 就労ガイダンスの実施（講師：企業・大学教授・就職した当事者） 2 一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会（職場での状況の報告、悩みについて対策検討・話し合い等） 補助金額 864千円				【事業所管】 東京都 【実施主体】 123就労移行支援事業者 3就労継続支援事業者（A型・B型）
● 離職・再チャレンジ支援援助成事業 1 離職の危機を迎えているものへの対応 2 やむを得ず離職したものへの就労・訓練の機会の提供 【補助単価】 1人当たり40千円（支援開始後1月のみ助成）	14事業所で実施 1 本人と企業と調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 2 障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援事業及びハローワーク等との連携を図り実施 3 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施 補助金額 2,520千円				【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者（A型・B型） 旧法授産施設
● 障害者支援施設等における若年障害者雇用促進事業 若年障害者を障害者施設が利用者待遇や事務・施設内清掃業務に雇用した場合、受入に係る経費の一部を補助 【補助単価】 1事業所当たり3,000千円	3施設で実施 ※雇用者職種内訳 ・清掃等2名 ・利用者支援	4施設で実施 ※雇用者職種内訳 ・事務1名 ・文書配達1名 ・利用者支援2名			【事業所管】 東京都

視点 2 職業に向けた準備へのバックアップ

行動 3

職業的自立を支援する職業教育を充実します。

都立特別支援学校においては、高等部生徒の自立と社会参加を目指し、これまで、民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業教育の習得を図り、近年では卒業生の約4割が一般就労しています。

今後は、小学部からのキャリア教育の充実に努めるとともに、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や実習先・雇用先の開拓を進める新たなシステムを構築するなど、職業的自立を支援する職業教育を充実します。

生徒全員の企業就労をめざす

知的障害特別支援学校高等部において、職業教育を主とする専門学科を開設

【就業技術科】

習得した知識と技能及び就労先での経験を基に、職責の範囲内で自ら判断し、職務を遂行する能力を育成することをねらいとする学科

永福学園

平成 19 年度開設

青峰学園

平成 21 年度開設

南大沢学園

平成 22 年度開設

志村学園

平成 25 年度開設

水元小合学園

平成 27 年度開設

【職能開発科】

就労先で求められる知識と技能を修得し、任された職務を正確に遂行できる能力を育成することをねらいとする学科

足立特別支援学校

平成 26 年度開設

港特別支援学校

平成 28 年度開設（予定）

（東京都教育委員会）

行動3を具体化する事業

事業名・事業内容	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度取組と事業目標	担当
3-1 民間を活用した企業開拓 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先を開拓及び確保するしくみを構築する。	開拓企業数・実習受入可能企業数 延 328 社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー） 22 人	開拓企業数・実習受入可能企業数 330 社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー） 22 人	開拓企業数・実習受入可能企業数 338 社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー） 29 人	前年度に引き続き、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集・提供を行う。	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校
3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置 職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。	永福学園卒業生 就労 約 98% 青峰学園 就労 約 90% 南大沢学園 就労 約 91%	永福学園卒業生 就労 約 96% 青峰学園 就労 約 98% 南大沢学園 就労 約 96%	永福学園卒業生 就労 99% 青峰学園卒業生 就労 100% 南大沢学園卒業生 就労 93%	水元小合学園高等部就業技術科開校 知的障害の軽度から中度までの生徒を対象とした 港特別支援学校高等部職能開発科 (平成28年4月設置予定)	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校

行動 4

障害者のニーズ、企業のニーズに応じた職業訓練を実施します。

障害者の雇用を促進するため、障害者のニーズ、企業のニーズに対応した職業訓練を実施していきます。

○東京障害者職業能力開発校での訓練の充実

身体障害者を対象とした、ビジネスアプリ開発科、ビジネス経理科、医療総合事務科などの訓練科目を設置するとともに、知的障害者を対象とした、実務作業科を設置しています。

さらに、平成25年度には精神障害者・発達障害者を対象とした、職域開発科を設置しました。平成27年度には、個別的な対応や短期的な訓練から始めることが望ましい身体障害者・精神障害者・発達障害者を対象に、訓練期間が3ヶ月の就業支援事務科を設置しました。

○都立職業能力開発センター（一般校）での訓練の充実

中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センターにおいて、知的障害者を対象とする実務作業科を設置しています。

今後とも、アンケート調査等を活用しつつ、障害者及び企業のニーズに応じた科目開発、訓練内容の見直し等を進め、訓練の充実を図っていきます。

(東京都)

行動4を具体化する事業

事業名・事業内容	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度取組と事業目標	担当
4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進 各種系（情報、ビジネス、医療・福祉事務、グラフィックメディア、CAD、ものづくり、短期ビジネス、職域開発、OA実務、実務作業、就業支援事務）	身体障害者を対象として、左記の様々な訓練（実務作業を除く）を、また、知的障害者を対象として実務作業の訓練を実施 実績：154名	身体障害者を対象として、左記の様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また、知的障害者を対象として実務作業の訓練を実施。 精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発を開設。 精神障害者・発達障害者を対象とした職業訓練、職場定着支援を実施。 実績：144名	身体障害者を対象として、左記の様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また、知的障害者を対象として実務作業の訓練を実施。 精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発を開設。 精神障害者・発達障害者を対象とした職業訓練、職場定着支援を実施。 実績：129名	身体障害者を対象として、左記の様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また専門科目として、知的障害者を対象とした実務作業科、精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発科を実施。 新たに、身体障害者、精神障害者、発達障害者を対象とした就業支援事務科を開設。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京障害者職業能力開発校
4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進 知的障害者向け科目の一般展開（実務作業科）	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：37名	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：47名	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：43名	中央・城北職業能力開発センター板橋校 20名 城南職業能力開発センター 20名 城東職業能力開発センター 20名	【事業所管】 東京都 【実施主体】 都立職業能力開発センター

行動 5

企業等での訓練・実習の場を拡充します。

企業等での実習は、多数の企業等の協力により、特別支援学校や各機関での職業教育において、大きな成果を収めています。今後、新たに障害者雇用に取り組む企業が増えることが予想され、企業と障害者のマッチングを図るためにも実習の重要性はさらに増すと考えられるため、企業にとってはさらに実習が受け入れやすく、また、障害者にとってはさらに参加しやすい仕組みにしていきます。

あわせて、障害者委託訓練では、企業をはじめ社会福祉法人、NPO 法人等の多様な委託先で職業訓練を行っていますが、精神障害者、発達障害者を含めて、700人の訓練を実施しています。今後とも、ハローワークとの連携や企業OB等のコーディネーターの活用などを進め、多様な委託先を開拓して、訓練の充実を図っていきます。

(ハローワーク、東京都、東京しごと財団、東京都教育委員会)

行動5を具体化する事業

事業名・事業内容	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度取組と事業目標	担当
5-1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充 身体、知的、精神障害者等で、公共職業安定所長の受講の推薦を受けた方を対象とし、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等に委託して訓練を行う。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、623名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、693名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、684名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、平成26年度と同様に訓練を実施する。	【事業所管】東京都 【実施主体】東京しごと財団
5-2 総合コーディネート事業の推進（拡充） 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に受けた事業を実施する。	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年11回（うち経営者向けセミナー年1回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年875件 (7)職場体験実習面談会 年4回 (8)障害者就活セミナー 年4回 (9)障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 年3回 (10)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年7回（うち経営者向けセミナー年2回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年963件 (7)職場体験実習面談会 年4回 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年26件 (9)障害者就活セミナー 年4回 (10)障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 年3回 (11)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回（うち経営者向けセミナー年2回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年1,389件 (7)職場体験実習面談会 年6回 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年75件 (9)障害者就活セミナー 年5回 (10)障害者雇用実務講座 ・知識ノウハウコース 年2回 ・実践演習コース 年2回 (11)精神障害者雇用サポート事業 年24社 (12)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回（うち経営者向けセミナー年2回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年900件 (7)職場体験実習面談会 年6回 (8)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (9)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年100件 (10)障害者就活セミナー 年6回 (11)障害者雇用実務講座 ・知識ノウハウコース 年3回 ・実践演習コース 年2回 (12)精神障害者雇用サポート事業 年30社 (13)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	【事業所管】東京都 【実施主体】東京しごと財団
● 職場実習・職場見学促進事業 職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、企業見学を実施した場合に助成。 【補助単価】 設備整備 5,000千円 見学補助 20千円	実習設備整備 1件 補助金額 600千円 (株式会社1件) 企業見学補助 7件 補助金額 92千円				【事業所管】東京都 【実施主体】就労移行支援事業者 就労継続支援事業者（A型・B型）
● 離職障害者職場実習事業 法定雇用率未達成中小企業15社で離職障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。	企業33社（商店会、飲食店、保育所、福祉施設等中小企業） 障害者31名（福祉施設24か所の利用者）で実施 発表会参加人数114人 (ステップアップモデル事業報告会と合同実施)				【事業所管】東京都
● 障害者企業見学コーディネート事業 在宅又は就労継続支援B型に通所する障害者が、企業及び就労移行支援事業所を見学しながら、企業で働く障害者等と意見交換を行う場を提供する。 【規模】都内6ブロック×年間2回程度（1回につき、参加者10名程度）	企業12社、就労移行支援事業所12ヶ所、障害者112名（B型88名、在宅24名）で実施	企業12社、就労移行支援事業所12ヶ所、障害者147名（B型132名、在宅15名）で実施	企業12社、就労移行支援事業所12ヶ所、障害者83名（B型77名、在宅6名）で実施		【事業所管】東京都
● 障害者就労支援パートナーシップ事業 就労支援機関と障害者雇用に課題を感じている企業とのグループワーク及びグループワークに参加した支援機関の利用者が、同じくグループワークに参加した企業で職場実習を行う。 【上半期】グループワーク（30支援機関+12事業所）×4回（うち1回は精神版） 【下半期】職場実習（15事業所）	25年度 新規事業	グループワーク4回（就労支援機関122名、事業所（企業）70名） 【下半期】職場実習（7事業所）	グループワーク4回（就労支援機関85名、事業所（企業）17名） 【下半期】職場実習（6事業所）		【事業所管】東京都
● 障害者職場実習ステップアップモデル事業	（平成23年度事業終了）				【事業所管】東京都

視点3 「福祉施設等から企業へ」向かう流れ

行動 6

企業で働く意欲のある障害者を一般就労へつなげます。

都内には、福祉施設における就労の場として、障害者総合支援法に基づき就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）を運営する施設があります。

これらの福祉施設から企業への就労移行に向けて、利用者の働く意欲や力量を適切に判断して支援するとともに、区市町村障害者就労支援センターへの地域開拓促進コーディネーターの配置を進め、福祉施設や利用者本人、保護者などに積極的に働きかけ、働く意欲のある障害者を企業就労へとつなげていきます。

また、東京労働局においては、地域の関係機関の意見を踏まえ、企業での雇用についての就労支援機関や特別支援学校等における理解促進及び職場実習を推進し、福祉、教育、医療から雇用への移行を進めます。

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と、障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安全感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて次の取組みを実施。

- 就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による企業理解の促進
- 関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入依頼等による障害者に対する職場実習の推進

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案



都道府県労働局による事業の実施

- 就労支援機関、特別支援学校、大学等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
- 就労支援機関や特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる就労支援機関、特別支援学校、大学等、医療機関等への助言
- 職場実習に協力する意思のある事業所の情報収集
- 関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
- 実習実施に係る職場実習協力事業所への受入依頼
- 一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

一般雇用の理解促進

職場実習の推進

(東京労働局、福祉施設、就労支援機関)

行動6を具体化する事業

事業名・事業内容	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度取組と事業目標	担当
6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置促進（拡充） 「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、授産施設等への働きかけを行い、企業等に対し障害者雇用の意識付けを行う。 【補助単価】 1所 1,929千円（年間）	31区市に設置	37区市に設置	41区市に設置	引き続き設置を促進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター
6-2 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 企業での雇用についての理解促進及び職場実習の総合的かつ効率的な推進を図るため、各関係機関と連携し「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を実施	25年度 新規事業	○東京労働局雇用移行推進連絡会議の開催（年2回開催） ○企業就労理解促進事業 ・就労支援セミナー（3回実施、参加197名） ・事業所見学会（4回実施、参加48人） ○障害者職場実習（5名）	○東京労働局雇用移行推進連絡会議の開催（年2回開催） ○企業就労理解促進事業 ・就労支援セミナー（6回実施、参加490名） ・事業所見学会（10回実施、参加129名） ○障害者職場実習（48名）	福祉、教育、医療から雇用への移行を効果的に推進するため、関係機関と連携のもと就労支援セミナー及び事業所見学会、障害者の職場実習を実施し企業における就労への理解の促進を図って行く。	【事業所管】 東京労働局
● キャリアカウンセリングの普及 福祉施設職員がキャリアカウンセリングの手法を習得し、利用者へ実施する。	「7-1 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 102名受講 区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施 40名受講	「7-1 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 161名受講 区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施 37名受講	「7-1 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 142名受講 区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施 26名受講	(7-3 就労支援機関等スキル向上事業（新規）へ統合)	【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 区市町村障害者就労支援センター